平成２６年（フ）第１８６７号
大阪府東大阪市徳庵本町７番２―510号
債務者　榎本　弘也
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０２６号
大阪市住之江区御崎５丁目７番１―404号
債務者　山室　　廣
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３５５号
大阪府門真市宮前町20番７号　シャトーマキ202号、前住所大阪府門真市舟田町33番26号
債務者　佐藤　行宏
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３８２号
大阪市住之江区御崎４丁目９番５―405号
債務者　松村　裕一
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３８４号
大阪市東淀川区東中島２丁目24番24―403号
債務者　楠田　昌明
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４８２号
大阪府枚方市南中振２丁目60番１―503号
債務者　東村　知一
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５１５号
大阪市北区長柄西１丁目１番34号
債務者　田中　　彰
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５１７号
大阪府茨木市庄２丁目８番16号
債務者　柴山　　巖
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５３２号
大阪市鶴見区横堤４丁目18番27―301号
債務者　山内　和子（旧姓楠本）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５４０号
大阪市鶴見区今津北５丁目11番21号　比枝コーポラス301
債務者　河合　政男
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５６２号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ28―306号、前住所大阪府吹田市古江台３丁目10番31―210号
債務者　酒井　恒了
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５８９号
大阪市旭区生江２丁目６番10号
債務者　矢野　伸幸
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６３２号
大阪府枚方市北中振３丁目24番26―109号
債務者　福川　　孝
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６４１号
大阪府門真市四宮２丁目５番19号
債務者　山田八重美（旧姓野坂）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６５９号
大阪府茨木市下穂積１丁目３番805号
債務者　川本　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６８４号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目８番３―301号
債務者　中村　勝久
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６８５号
大阪府茨木市耳原１丁目16番13号　サンライト103号
債務者　橘　　英睦
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８３５号
大阪市天王寺区上本町６丁目７番21―402号
債務者　山路三知恵
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部